

三条市における農地転用等に係る支障事例①

農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項
 「市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るものについて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。」

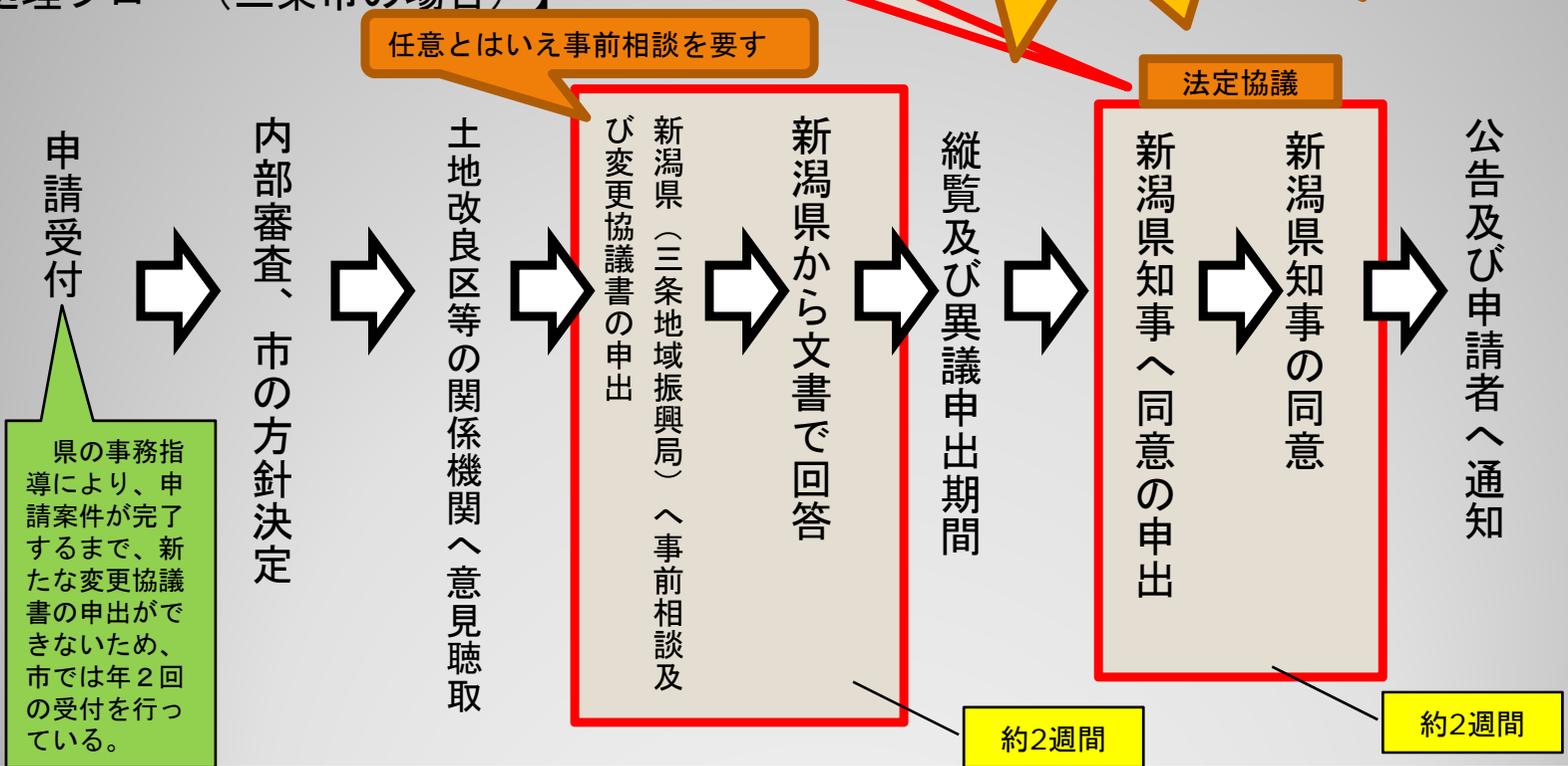
●農振除外件数

年度	件数	面積(m ²)
20	19	37,711
21	12	45,383
22	13	18,321
23	5	4,301
24	11	7,921

県との協議が必要であり、完全な権限移譲となっていない。

農振除外の流れ

【処理フロー（三条市の場合）】



県の事務指導により、申請案件が完了するまで、新たな変更協議書の申出ができないため、市では年2回の受付を行っている。

任意とはいえ事前相談を要す

法定協議

約2週間

約2週間

約6か月

三条市における農地転用等に係る支障事例②

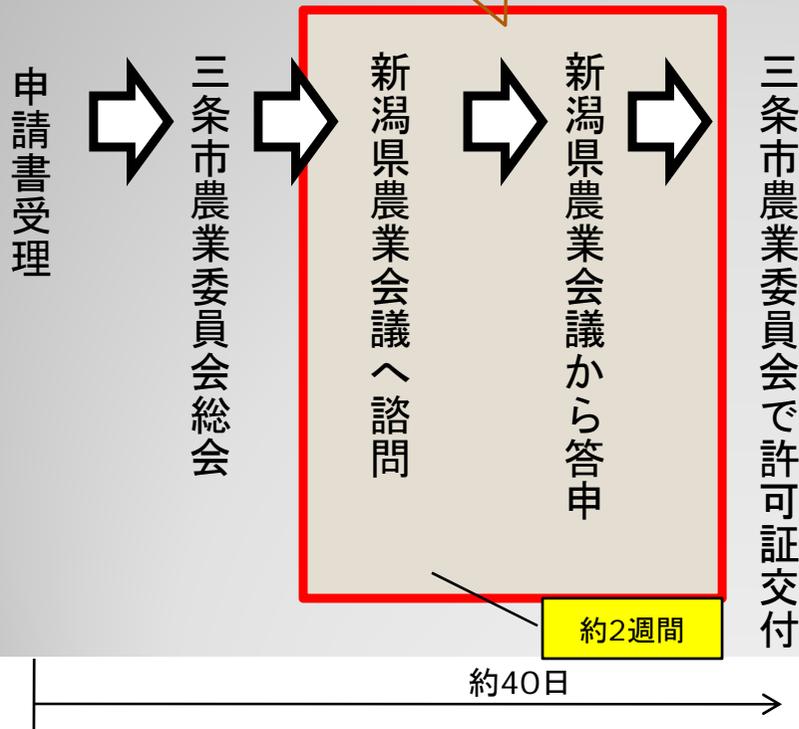
農地転用の流れ (2ha以下) : 農業委員会長が許可

【処理フロー (三条市の場合)】

農地法第4条第3項
 「都道府県知事※が、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。」

※都道府県知事は、権限移譲を受けた市長と読み替える

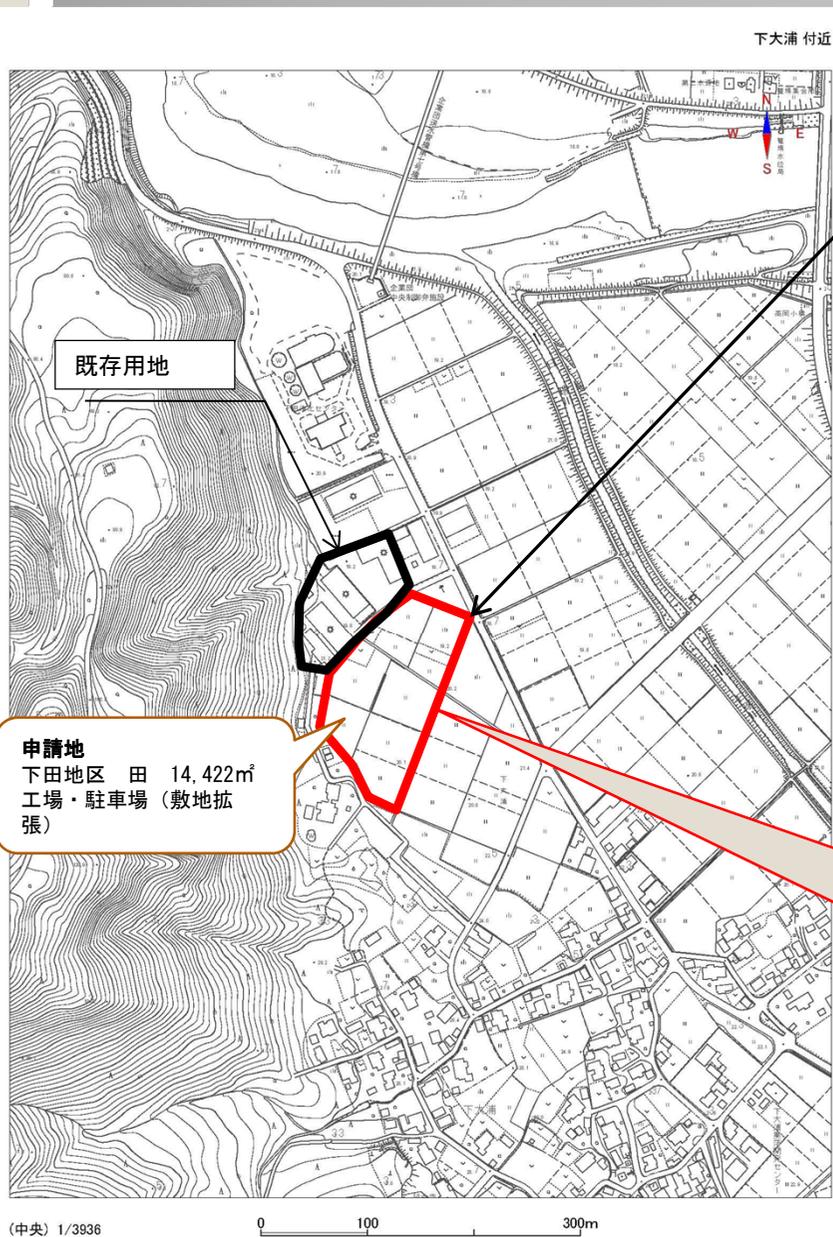
県農業会議に諮問し、答申を受ける必要があり、実際には権限移譲になっていない。



●農地転用件数

年度	件数	面積(m ²)
20	98	121,019
21	82	57,783
22	89	79,520
23	62	44,223
24	93	95,608

三条市における農地転用等に係る支障事例 「農振除外」の場合～事例1



既存施設拡張を希望され県との協議を行うが、5要件の適合性について協議が難航し、許可まで2年の歳月がかかった。

- 農振除外の5要件
- ①農用地区域以外に代替地すべき土地がないこと。
 - ②農用地の集団化、効率化に支障を及ぼさないこと。
 - ③農業者の農用地集積に支障を及ぼさないこと。
 - ④農用地施設の機能に支障を及ぼさないこと。
 - ⑤土地基盤整備事業が完了してから8年を経過した土地であること。



関係する土地所有者は支障なしと了解されているにもかかわらず、県からは集団的に存在する農地の分断により、耕作への支障等を指摘され、**当初予定していた申請地変更を余儀なくされた。**